

○岩手県警察組織規程

昭和 49 年 3 月 30 日

警察本部訓令第 3 号

〔沿革〕 昭和 49 年 10 月警察本部訓令第 12 号、50 年 3 月第 4 号、9 月第 15 号、51 年 3 月第 3 号、7 月第 12 号、52 年 3 月第 4 号、53 年 3 月第 2 号、10 月第 12 号、54 年 3 月第 11 号、5 月第 15 号、9 月第 21 号、55 年 3 月第 2 号、10 月第 12 号、56 年 3 月第 5 号、7 月第 16 号、57 年 3 月第 9 号、9 月第 19 号、10 月第 22 号、58 年 3 月第 9 号、59 年 3 月第 5 号、60 年 3 月第 6 号、61 年 3 月第 6 号、10 月第 12 号、62 年 3 月第 15 号、12 月第 24 号、63 年 3 月第 5 号、5 月第 12 号、平成元年 3 月第 5 号、10 月第 21 号、2 年 2 月第 1 号、3 月第 3 号、9 月第 14 号、3 年 3 月第 4 号、4 年 3 月第 8 号、7 月第 11 号、第 13 号、5 年 3 月第 1 号、6 年 3 月第 5 号、6 月第 13 号、9 月第 15 号、10 月第 18 号、7 年 1 月第 1 号、3 月第 4 号、10 月第 19 号、8 年 3 月第 6 号、5 月第 10 号、9 年 3 月第 6 号、10 年 3 月第 4 号、11 年 3 月第 3 号、12 年 3 月第 9 号、6 月第 12 号、13 年 3 月第 11 号、14 年 3 月第 5 号、8 月第 21 号、15 年 3 月第 6 号、7 月第 11 号、16 年 3 月第 8 号、第 9 号、7 月第 16 号、17 年 3 月第 7 号、6 月第 12 号、7 月第 16 号、18 年 3 月第 5 号、第 9 号、5 月第 17 号、19 年 3 月第 5 号、第 6 号、20 年 3 月第 8 号、5 月第 13 号、7 月第 15 号、9 月第 16 号、12 月第 21 号、21 年 3 月第 4 号、6 月第 11 号、11 月第 12 号、22 年 3 月第 2 号、11 月第 14 号、23 年 1 月第 1 号、2 月第 2 号、6 月第 7 号、9 月第 11 号、24 年 2 月第 3 号、3 月第 4 号、4 月第 7 号、25 年 1 月第 1 号、3 月第 5 号、12 月第 14 号、26 年 3 月第 6 号、9 月第 11 号、27 年 3 月第 4 号、12 月第 9 号、28 年 3 月第 6 号、第 10 号、6 月第 16 号、11 月第 19 号、29 年 3 月第 10 号、6 月第 11 号、30 年 3 月第 6 号
改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察組織規程を次のように定める。

岩手県警察組織規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 職制（第 3 条—第 9 条）
- 第 3 章 内部組織（第 9 条の 2—第 15 条）
- 第 4 章 配置基準等（第 16 条—第 18 条）

附則

- 第 1 章 総則
（趣旨）

第1条 この規程は、岩手県警察組織規則（昭和34年岩手県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第45条の規定に基づき、岩手県警察の内部組織に関する細目的な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 警察本部 岩手県警察本部をいう。
- (2) 課等 規則第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に定める警察本部の各課、所及び各隊の総称をいう。
- (3) 学校 岩手県警察学校をいう。
- (4) 署 警察署をいう。
- (5) 本部長 岩手県警察本部長をいう。
- (6) 課長等 課等の長をいう。
- (7) 校長 学校の長をいう。
- (8) 署長 署の長をいう。
- (9) 所属 課等、学校及び署をいう。
- (10) 所属長 所属の長をいう。
- (11) 職員 岩手県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。
- (12) 一般職員 岩手県警察に勤務する警察官以外の職員をいう。
- (13) 署所在地 本署勤務の地域警察官の受持区域をいう。
- (14) 幹部交番 所長に警部以上の警察官をもって充てる交番をいう。
- (15) 交番等 交番（幹部交番を含む。）及び駐在所をいう。

第2章 職制

（職員の呼称）

第3条 岩手県警察に置く職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）の呼称は、次のとおりとする。

1 警察官	(1) 岩手県警視 (2) 岩手県警部 (3) 岩手県警部補 (4) 岩手県巡查部長 (5) 岩手県巡查
2 一般職員	(1) 岩手県警察事務職員 (2) 岩手県警察技術職員 (3) 岩手県警察交通巡視員 (4) 岩手県警察少年補導職員 (5) 岩手県警察警備船船長 (6) 岩手県警察警備船機関長 (7) 岩手県警察警備船航海士 (8) 岩手県警察警備船機関士 (9) 岩手県警察航空隊整備士 (10) 岩手県警察車庫長 (11) 岩手県警察主任運転技士

	(12) 岩手県警察運転技士 (13) 岩手県警察主任自動車整備士 (14) 岩手県警察自動車整備士 (15) 岩手県警察主任ボイラー技士 (16) 岩手県警察ボイラー技士 (17) 岩手県警察電話交換長 (18) 岩手県警察主任電話交換手 (19) 岩手県警察電話交換手 (20) 岩手県警察業務補助員 (21) 岩手県警察主任用務員 (22) 岩手県警察用務員 (23) 岩手県警察主任技能員 (24) 岩手県警察技能員 (25) 岩手県警察主任調理員 (26) 岩手県警察調理員
--	--

(調査官等)

第4条 次の表の左欄に掲げる警察本部の課等及び学校に、必要に応じ同表の中欄に掲げる職を置き、警視若しくは警部たる警察官又は一般職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

課等及び学校	名称	職務
総務課	公安委員会補佐室長	上司の命を受け、公安委員会に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
総務課	取調べ監督業務推進室長	上司の命を受け、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警務課	警務調査官	上司の命を受け、警務警察の総合的運営及び調整に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警務課	人事調査官	上司の命を受け、人事に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警務課	企画室長	上司の命を受け、警務企画に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警務課	給与調査官	上司の命を受け、給与に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。

県民課	広報官	上司の命を受け、広報、広聴及び報道に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
県民課	被害者支援室長	上司の命を受け、被害者支援に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
県民課	音楽隊長	上司の命を受け、音楽隊に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
県民課	警察安全相談室長	上司の命を受け、警察安全相談に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
会計課	会計調査官	上司の命を受け、予算、決算及び会計に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
会計課	施設調査官	上司の命を受け、警察施設の管理及び営繕に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
会計課	災害復興推進室長	上司の命を受け、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの警察施設の復旧に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
厚生課	厚生調査官	上司の命を受け、職員の健康管理、生活相談及び福利厚生に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
厚生課	共済調査官	上司の命を受け、共済事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
監察課	訟務調査官	上司の命を受け、訟務に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
情報管理課	情報管理調査官	上司の命を受け、照会センターに関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。

生活安全企画課	生活安全調査官	上司の命を受け、生活安全に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
生活安全企画課	特殊詐欺対策室長	上司の命を受け、特殊詐欺対策に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
生活安全企画課	人身安全対策室長	上司の命を受け、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
地域課	地域実務指導室長	上司の命を受け、地域警察の指導に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
地域課	地域調査官	上司の命を受け、地域警察の企画調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
地域課	鉄道警察隊長	上司の命を受け、鉄道警察隊に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
地域課	警察航空隊長	上司の命を受け、航空隊に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
少年課	少年事件指導官	上司の命を受け、少年事件及び少年の福祉を害する犯罪の捜査及び調査の指導、調整及び教養に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
生活環境課	生活環境調査官	上司の命を受け、環境関係事犯、保健衛生関係事犯及び経済関係事犯に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ対策官	上司の命を受け、サイバーセキュリティに関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
刑事企画課	刑事指導官	上司の命を受け、犯罪捜査の適正化、合理化、捜査技術及び捜査関係法令の研究並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長

		に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
刑事企画課	捜査支援室長	上司の命を受け、捜査支援に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
刑事企画課	取調べ指導官	上司の命を受け、取調べの指導に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
刑事企画課	通信傍受指導官	上司の命を受け、通信傍受の実施に係る指導、教養及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
捜査第一課	検視官室長	上司の命を受け、死体事案の処理に関する事務、死体取扱いに関する指導及び教養並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
捜査第一課	性犯罪捜査指導官	上司の命を受け、性犯罪に係る捜査の適正化、捜査技術の指導及び教養、性犯罪被害者の精神的負担の軽減並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
捜査第一課	広域捜査官	上司の命を受け、数都道府県の地域に係る重要な事件に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
捜査第二課	知能犯捜査指導官	上司の命を受け、知能犯罪に関する情報の収集、管理及び指導に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
組織犯罪対策課	組織犯罪対策指導官	上司の命を受け、組織犯罪の取締り、暴力団対策並びに薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する指導、総合調整並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
組織犯罪対策課	意見聴取官	上司の命を受け、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団指定に関する意見聴取、暴力団に関する訟務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
組織犯罪対策課	国際犯罪捜査情報官	上司の命を受け、国際犯罪に関する情報分析、管理及び都道府県間の捜査情報の交換、関係機関との連携並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下

		職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
組織犯罪対策課	保護対策官	上司の命を受け、保護対策に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
科学捜査研究所	科学捜査研究官	上司の命を受け、科学捜査研究所に関する総括的調査、研究を担当し、部下職員を指揮監督し、所長に事故あるときは、自己の事務について所長を代理する。
交通企画課	交通調査官	上司の命を受け、交通警察の総合的企画、調査及び自動車の運転制限の行政処分に関する聴聞並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
交通規制課	交通管制官	上司の命を受け、交通管制施設の企画、運営及び管理に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
交通指導課	交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、交通事故事件捜査の指導及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
運転免許課	交通聴聞官	上司の命を受け、運転免許の行政処分に関する聴聞、意見の聴取及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
運転免許課	自動車運転免許試験場長	上司の命を受け、自動車運転免許試験場に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
高速道路交通警察隊	高速道路交通調査官	上司の命を受け、高速道路交通警察隊に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、隊長に事故あるときは、自己の事務について隊長を代理する。
公安課	警備指導官	上司の命を受け、警備警察の指導に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
公安課	情報分析官	上司の命を受け、警備情報の収集、分析及び管理に関する事務（外事・国際テロ対策室長の職務に属するものを除く。）並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
公安課	外事・国際テロ対策室長	上司の命を受け、外国人に係る警備情報の収集、分析、管理及び指導に関する事務並びに特に命ぜら

		れた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警備課	警備管理官	上司の命を受け、国民保護計画、警衛及び警護に関する事務並びに特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警備課	災害対策室長	上司の命を受け、災害警備その他災害対策に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
警備課	ラグビーワールドカップ警備対策室長	上司の命を受け、ラグビーワールドカップ警備諸対策に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、自己の事務について課長を代理する。
学校	術科調査官	上司の命を受け、学校における警察術科の指導教養に関する事務及び特に命ぜられた事務を総括処理し、部下職員を指揮監督し、校長に事故あるときは、自己の事務について校長を代理する。

(課等の職制)

第5条 警察本部の課等に置く職、職務及びその階級(身分)は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。

2 主幹、上席専門研究員、副主幹、主査専門研究員、主査、専門研究員、主任主事、主任技師、専門官及び研究員は、特にその必要がある課等に設置するものとする。

(学校の職制)

第6条 学校に置く職、職務及びその階級(身分)は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。

(署の職制)

第7条 署に置く職、職務及びその階級(身分)は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。

2 主査は、特にその必要がある署に置くことができる。

(所属の必要に応じて置く職)

第8条 所属に、別表第4に掲げる職務に従事する職を置き、一般職員をもって充てる。

2 前項の職は、所属の必要に応じて置くものとする。

3 別表第4に掲げる職のうち、次の各号に掲げる職については、法令に定める正規の免許又は資格を有する職員をもって充てる。

- (1) 車庫長
- (2) 主任運転技士
- (3) 運転技士
- (4) 主任自動車整備士
- (5) 自動車整備士
- (6) 主任ボイラー技士

(7) ボイラー技士

(職の兼任)

第9条 前5条に定めた職について、所属の状況により、一つの職にある職員に、他の職をも兼ねさせることができる。ただし、兼任する職が当該職員の専任する職より上位の階級(身分)にある職員の職については、兼任することができない。(心得の発令ある場合は、この限りでない。)

第3章 内部組織

(課の内部組織の所掌事務)

第9条の2 規則第31条に規定する課の内部組織の処理する事務は、次のとおりとする。ただし、課長等は、必要により事務の一部を処理させないことができる。

- (1) 公安委員会補佐室 規則第3条第3号に掲げる事務
- (2) 取調べ監督業務推進室 規則第3条第5号に掲げる事務
- (3) 企画室 規則第4条第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第18号に掲げる事務
- (4) 自動車整備工場 規則第4条第16号に掲げる事務
- (5) 警察安全相談室 規則第5条第1号及び第2号に掲げる事務
- (6) 音楽隊 規則第5条第8号に掲げる事務のうち、演奏活動による広報に関すること。
- (7) 被害者支援室 規則第5条第10号から第13号までに掲げる事務
- (8) 指導監査室 規則第6条第3号に掲げる事務
- (9) 災害復興推進室 規則第6条第7号に掲げる事務
- (10) 照会センター 規則第8条の2第2号に掲げる事務
- (11) 安全・安心まちづくり推進室 規則第10条第1号から第5号まで(特殊詐欺対策室の処理する事務を除く。)、第8号及び第10号に掲げる事務
- (12) 特殊詐欺対策室 規則第10条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、特殊詐欺対策(刑事部捜査第二課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (13) 人身安全対策室 規則第10条第6号、第7号及び第9号に掲げる事務
- (14) 地域実務指導室 規則第11条第1号に掲げる事務のうち、実務指導に関すること。
- (15) 鉄道警察隊 規則第11条第3号及び第5号(列車への警乗に関することに限る。)に掲げる事務
- (16) 警察航空隊 規則第11条第8号及び第9号に掲げる事務
- (17) 少年サポートセンター及び県南少年サポートセンター 規則第12条第4号及び第6号に掲げる事務
- (18) 捜査支援室 規則第14条の2第4号から第6号までに掲げる事務
- (19) 検視官室 規則第15条第3号に掲げる事務
- (20) 機動鑑識隊 規則第17条第1号に掲げる事務のうち、現場鑑識に関すること。
- (21) 交通管制センター 規則第21条第1号及び第3号に掲げる事務
- (22) 自動車運転免許試験場 規則第23条第1号から第4号までに掲げる事務
- (23) 盛岡運転免許センター、県南運転免許センター、沿岸運転免許センター及び県北運転免許センター 規則第23条第1号及び第4号に掲げる事務

(24) 外事・国際テロ対策室 規則第 27 条第 2 号（外国人に係る警備情報に関することに限る。）並びに第 3 号ケ及びコに掲げる事務

(25) 災害対策室 規則第 28 条第 6 号及び第 7 号に掲げる事務

(26) ラグビーワールドカップ警備対策室 規則第 28 条第 3 号（ラグビーワールドカップ警備諸対策に関することに限る。）に掲げる事務
（課等の内部組織）

第 10 条 警察本部の課等に、別表第 5 の右中欄に掲げる調査官等、次長等及び課長補佐・同相当職のもとに、右欄に掲げる係又は隊若しくは班を置く。

2 前項の係又は隊若しくは班の事務の配分は、課長等が定めるものとする。
（学校の内部組織）

第 11 条 学校に、別表第 6 の中欄に掲げる校長補佐・同相当職のもとに、右欄に掲げる係を置く。

2 前項の係の事務の配分は、校長が定めるものとする。
（署の内部組織）

第 12 条 署に、別表第 7 の左中欄に掲げる課及び右中欄に掲げる係を置く。

2 前項の課及び係の事務の配分は、別表第 7 の右欄に定めた分掌事務を基準として署長が定めるものとする。
（署長の職務代理）

第 12 条の 2 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、副署長又は次長がその職務を代理する。

（署所在地並びに交番等の所管区域及び警備派出所の警備区域）

第 13 条 署所在地並びに交番等の所管区域及び警備派出所の警備区域は、別表第 8 のとおりとする。

（交番等の設置、変更等）

第 14 条 署長は、交番等の設置、廃合若しくは移転又は名称若しくは所管区域の変更を必要と認めるときは、次の事項を本部長に上申しなければならない。

- (1) 設置、廃合、移転並びに名称、所管区域の変更の内容及び必要とする理由
- (2) 経費を必要とするときは、所要経費及びその内訳
- (3) 関係住民の動向
- (4) その他参考事項、図面等

2 署長は、必要があると認めるときは、本部長の承認を受け、署所在地及び交番等の受持区域を変更することができる。

3 前項の承認を受けようとするときは、第 1 項の例に準じて上申するものとする。
（臨時の交番等）

第 15 条 署長は、必要があると認めるときは、本部長の承認を受け、臨時に交番等又は検問所を置くことができる。

2 前項の臨時の交番等又は検問所を置くときは、その任務、活動区域及び設置期間を明らかにして、前条第 1 項の例に準じて上申しなければならない。

第 4 章 配置基準等

（配置基準等）

第 16 条 所属ごとの組織系統及び階級（身分）別の配置基準は、別に定める。

（配置基準等の変更）

第 17 条 所属長は、前条の規定に基づき定められた組織系統及び配置基準を変更する必要があると認めるときは、本部長にその理由を付して上申しなければならない。

（職務の分掌配置）

第 18 条 所属長は、所属職員の分掌配置を行ったときは、所属内配置簿（様式第 1 号）を整理するとともに、所属内配置報告書（様式第 2 号）により速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 技能職員等の職の設置に関する訓令（昭和 48 年岩手県警察本部訓令第 29 号）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の日の前日において、次表左欄に掲げる職にあるもので、別に辞令を発せられないものは、昭和 49 年 4 月 1 日づけをもって、同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

前職名	新職名
次席	次長
警察署の会計課長	庶務課長
警察署の会計係長 （盛岡、釜石警察署を除く。）	庶務係長
警察署の警務係長 （盛岡、釜石警察署を除く。）	庶務係長

附 則（昭和 49 年 10 月 1 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 1 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 9 月 30 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 26 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 20 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 28 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 16 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 10 月 16 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和 53 年 10 月 6 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 3 月 13 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 5 月 1 日警察本部訓令第 15 号抄）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 9 月 28 日警察本部訓令第 21 号）

この訓令は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 11 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 1 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 20 日警察本部訓令第 5 号）

1 この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令施行の日の前日において、次表左欄に掲げる職（所属勤務）にあるもので、別に辞令を発せられないものは、昭和 56 年 4 月 1 日付けをもって、同表右欄に掲げる職（所属勤務）を命ぜられたものとする。

前職（所属）名	新職（所属）名
警備部外勤課長	刑事部外勤課長
警備部外勤課通信指令室長	刑事部外勤課通信指令室長
警備部外勤課次長	刑事部外勤課次長
警備部外勤課課長補佐	刑事部外勤課課長補佐
警備部外勤課庶務係長	刑事部外勤課庶務係長
警備部外勤課	刑事部外勤課

附 則（昭和 56 年 7 月 22 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 9 月 27 日警察本部訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 26 日警察本部訓令第 22 号）

この訓令は、昭和 57 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 28 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 24 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 59 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 25 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 60 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 29 日警察本部訓令第 6 号）

1 この訓令は、昭和 61 年 3 月 29 日から施行する。

2 この訓令施行の際監察官室に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、監察課に勤務を命じられたものとする。

附 則（昭和 61 年 10 月 30 日警察本部訓令第 12 号）

- 1 この訓令は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、盛岡警察署に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、盛岡東警察署に勤務を命ぜられたものとする。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 12 月 24 日警察本部訓令第 24 号)

この訓令は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 17 日警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 5 月 23 日警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 63 年 5 月 23 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年 3 月 28 日警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 30 日から施行する。

附 則 (平成元年 10 月 5 日警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 年 2 月 9 日警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 2 年 2 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 19 日警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 2 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 9 月 28 日警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 16 日警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、別表第 8 の 2 の表北上警察署の款江釣子警察官駐在所の項、藤根警察官駐在所の項、横川目警察官駐在所の項及び岩崎警察官駐在所の項の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 7 月 3 日警察本部訓令第 11 号)

- 1 この訓令は、平成 4 年 7 月 3 日から施行する。
- 2 この訓令施行の日の前日において、次表左欄に掲げる職（所属勤務）にあるもので、別に辞令を發せられないものは、平成 4 年 7 月 3 日付けをもって、同表右欄に掲げる職（所属勤務）を命ぜられたものとする。

前職（所属）名	新職（所属）名
防犯部外勤課長	防犯部地域課長
防犯部外勤課通信指令室長	防犯部地域課通信指令室長
防犯部外勤課外勤調査官	防犯部地域課地域調査官
防犯部外勤課次長	防犯部地域課次長
防犯部外勤課鉄道警察隊長	防犯部地域課鉄道警察隊長
防犯部外勤課警察航空隊長	防犯部地域課警察航空隊長

防犯部外勤課通信司令官	防犯部地域課通信司令官
防犯部外勤課課長補佐	防犯部地域課課長補佐
防犯部外勤課鉄道警察隊副隊長	防犯部地域課鉄道警察隊副隊長
防犯部外勤課	防犯部地域課
盛岡東警察署外勤課長	盛岡東警察署地域課長
盛岡西警察署外勤課長	盛岡西警察署地域課長
岩手警察署外勤課長	岩手警察署地域課長
紫波警察署外勤課長	紫波警察署地域課長
花巻警察署外勤課長	花巻警察署地域課長
北上警察署外勤課長	北上警察署地域課長
水沢警察署外勤課長	水沢警察署地域課長
一関警察署外勤課長	一関警察署地域課長
千厩警察署外勤課長	千厩警察署地域課長
大船渡警察署外勤課長	大船渡警察署地域課長
遠野警察署外勤課長	遠野警察署地域課長
釜石警察署外勤課長	釜石警察署地域課長
宮古警察署外勤課長	宮古警察署地域課長
久慈警察署外勤課長	久慈警察署地域課長
二戸警察署外勤課長	二戸警察署地域課長

3 この訓令施行の際警察署外勤課（係）に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、警察署地域課（係）に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成4年7月24日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月24日から施行する。

附 則（平成5年3月12日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成5年3月23日から施行する。

附 則（平成6年3月18日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月27日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

2 この訓令の施行日の前日において、次表左欄に掲げる職（所属勤務）にある者は、別に辞令が発せられない限り、平成6年11月1日付けをもって同表右欄に掲げる職（所属勤務）を命ぜられたものとする。

前職（所属）名	新職（所属）名
防犯部参事官	生活安全部参事官
防犯部防犯少年課長	生活安全部生活安全企画課長

防犯部生活保安課長	生活安全部生活保安課長
防犯部地域課長	生活安全部地域課長
防犯部防犯少年課少年対策室長	生活安全部生活安全企画課少年対策室長
防犯部防犯少年課少年補導官	生活安全部生活安全企画課少年補導官
防犯部防犯少年課少年事件捜査指導官	生活安全部生活安全企画課少年事件捜査指導官
防犯部生活保安課薬物指導官	生活安全部生活保安課薬物指導官
防犯部地域課地域調査官	生活安全部地域課地域調査官
防犯部地域課通信指令室長	生活安全部地域課通信指令室長
防犯部地域課鉄道警察隊長	生活安全部地域課鉄道警察隊長
防犯部防犯少年課次長	生活安全部生活安全企画課次長
防犯部生活保安課次長	生活安全部生活保安課次長
防犯部地域課次長	生活安全部地域課次長
防犯部地域課警察航空隊長	生活安全部地域課警察航空隊長
防犯部防犯少年課課長補佐	生活安全部生活安全企画課課長補佐
防犯部生活保安課課長補佐	生活安全部生活保安課課長補佐
防犯部地域課課長補佐	生活安全部地域課課長補佐
防犯部地域課通信司令官	生活安全部地域課通信司令官
防犯部地域課鉄道警察隊副隊長	生活安全部地域課鉄道警察隊副隊長
防犯部防犯少年課	生活安全部生活安全企画課
防犯部生活保安課	生活安全部生活保安課
防犯部地域課	生活安全部地域課
盛岡東警察署防犯課長	盛岡東警察署生活安全課長
盛岡西警察署防犯課長	盛岡西警察署生活安全課長
岩手警察署防犯課長	岩手警察署生活安全課長
紫波警察署防犯課長	紫波警察署生活安全課長
紫波警察署見前警察官派出所長	紫波警察署見前幹部交番所長
花巻警察署防犯課長	花巻警察署生活安全課長
北上警察署防犯課長	北上警察署生活安全課長
水沢警察署防犯課長	水沢警察署生活安全課長
一関警察署防犯課長	一関警察署生活安全課長
千厩警察署防犯課長	千厩警察署生活安全課長
大船渡警察署防犯課長	大船渡警察署生活安全課長
大船渡警察署高田警察官派出所長	大船渡警察署高田幹部交番所長
遠野警察署防犯課長	遠野警察署生活安全課長
釜石警察署防犯課長	釜石警察署生活安全課長
宮古警察署防犯課長	宮古警察署生活安全課長
久慈警察署防犯課長	久慈警察署生活安全課長
二戸警察署防犯課長	二戸警察署生活安全課長

- 3 この訓令の施行日の前日において、警察署防犯課（係）に勤務を命ぜられている者は、別に辞令が発せられない限り、平成6年11月1日付けをもって警察署生活安全課（係）に勤務を命ぜられたものとする。
- 4 この訓令の施行日の前日において、次表左欄に掲げる警察官派出所等に勤務を命ぜられている者は、別に辞令が発せられない限り、平成6年11月1日付けをもって同表右欄に掲げる交番等に勤務を命ぜられたものとする。

前配置先名	新配置先名
紫波警察署見前警察官派出所	紫波警察署見前幹部交番
大船渡警察署高田警察官派出所	大船渡警察署高田幹部交番
上記以外の警察官派出所	交番
警察官駐在所	駐在所
花巻警察署花巻空港警察官警備派出所	花巻警察署花巻空港警備派出所

附 則（平成7年1月24日警察本部訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年3月10日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成7年3月13日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び別表第5（国際室、少年課、機動捜査隊及び県北自動車運転免許センターに係る部分に限る。）の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月30日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成8年3月25日警察本部訓令第6号抄）

- 1 この訓令は、平成8年3月26日から施行する。ただし、別表第8の1及び2の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日警察本部訓令第6号抄）

- 1 この訓令は、平成9年3月26日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「各課」の次に「、所」を加える部分に限る。）、第4条の改正規定（鑑識課及び科学捜査研究所の項に限る。）、別表第1の改正規定（副所長に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定（科学研究室に係る部分及び科学捜査研究所の項を加える部分に限る。）及び別表第8の改正規定（湯田交番及び大船渡駅前交番に係る部分に限る。）は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日警察本部訓令第4号抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。ただし、別表第8の1の表の改正規定中一関警察署の款山目交番の項に係る部分並びに同表の2の表盛岡東警察署及び花巻警察署に係る部分については、制定の日から施行する。

附 則（平成11年3月8日警察本部訓令第3号抄）

- 1 この訓令は、平成11年3月10日から施行する。ただし、第3条の改正規定、別表第3の改正規定、別表第8の1の表岩手警察署の項及び北上警察署の項の改正規定並びに同表2の表北上警察署の項の改正規定〔中略〕は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 12 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 21 日警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 22 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令中第 1 条の規定は、平成 13 年 3 月 26 日から、第 2 条の規定は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 20 日警察本部訓令第 5 号抄)

- 1 この訓令は、平成 14 年 3 月 25 日から施行する。ただし、別表の「二戸郡安代町」を「岩手郡安代町」に改正する規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 8 月 27 日警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 14 年 8 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 4 日警察本部訓令第 6 号抄)

- 1 この訓令は、平成 15 年 3 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 7 月 17 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 9 日警察本部訓令第 8 号抄)

- 1 この訓令は、平成 16 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 9 日警察本部訓令第 9 号抄)

- 1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 7 月 23 日警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日警察本部訓令第 7 号抄)

- 1 この訓令は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 2 日警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 17 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 27 日警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 6 日警察本部訓令第 5 号抄)

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 22 日警察本部訓令第 9 号抄)

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 5 月 2 日警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 9 日警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 19 日警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 12 日警察本部訓令第 8 号抄)

- 1 この訓令は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 27 日警察本部訓令第 13 号）

- 1 この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において、次表左欄に掲げる職にある者は、別に辞令が発せられない限り、平成 20 年 7 月 1 日付けをもって同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

前職名	新職名
警務部県民課被害者対策室長	警務部県民課被害者支援室長
警務部県民課課長補佐（被害者対策担当）	警務部県民課課長補佐（被害者支援担当）
生活安全部生活安全企画課課長補佐（被害者対策担当）	生活安全部生活安全企画課課長補佐（被害者支援担当）
刑事部刑事企画課課長補佐（被害者対策担当）	刑事部刑事企画課課長補佐（被害者支援担当）
交通部交通企画課課長補佐（被害者対策担当）	交通部交通企画課課長補佐（被害者支援担当）
警備部公安課課長補佐（被害者対策担当）	警備部公安課課長補佐（被害者支援担当）

- 3 この訓令の施行の日の前日において、警務部県民課、生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課、交通部交通企画課及び警備部公安課の被害者対策係に勤務を命ぜられている者は、別に辞令が発せられない限り、平成 20 年 7 月 1 日付けをもって当該所属の被害者支援係に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成 20 年 7 月 29 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 16 日警察本部訓令第 21 号）

この訓令は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日警察本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 5 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 4 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 21 年 11 月 26 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 10 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 24 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 23 年 1 月 24 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 31 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 2 月 21 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 23 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 15 日警察本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 1 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 2 月 8 日警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 16 日警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 11 日警察本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 22 日警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 2 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 5 日警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 30 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日警察本部訓令第 4 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 25 日警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。ただし、表 1 の項の改正部分は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 22 日警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 28 日警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 18 日警察本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日警察本部訓令第 10 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 6 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

警察本部の課等の職制

職	職務	階級 (身分)
調査官等	第 4 条に定める職務	警視若しくは警部又は一般職員
主幹	上司の命を受け、課の重要事項についての調査、企画及び立案に参画し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
首席師範	上司の命を受け、警察術科の指導教養に関する調査、企画及び立案に参画し、部下職員を指揮監督する。	警視又は一般職員
次長 副所長 副隊長	課長等を補佐し、上司の命を受け、課等の事務を総括処理し、及び部下職員を指揮監督し、課長等に事故あるときは、その職務 (調査官等の職務を除く。) を代理する。	警視若しくは警部又は一般職員
課長補佐 隊長補佐 所長補佐	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、1 以上の係の事務を担当し、処理する。	警部又は一般職員
専門官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、課等の特定事項に関する事務を担当し、処理する。	警部又は警部補
直轄隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督 (警部補の階級にある者は、同一直轄隊内の警部補に対する身上監督は除く。) し、直轄隊の事務を処理する。	警部又は警部補
分駐隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督 (警部補の階級にある者は、同一分駐隊内の警部補に対する身上監督は除く。) し、分駐隊の事務を処理する。	警部又は警部補
術科師範	上司の命を受け、術科指導に関する事務を担当し、処理する。	警部又は一般職員
音楽隊 副隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、音楽隊の事務を処理する。	警部若しくは警部補又は一般職員
照会センター所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、照会センターの事務を総括処理する。	警部又は一般職員
自動車警ら隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、自動車警ら隊の事務を処理する。	警部
通信指令官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、通信指令の事務を処理する。	警部
少年サポートセンター所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、少年サポートセンターの事務を総括処理する。	警部又は一般職員

県南少年サポートセンター所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、県南少年サポートセンターの事務を総括処理する。	警部又は一般職員
生活安全特捜隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、生活安全特捜隊の事務を処理する。	警部
検視官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、死体事案の処理に関する事務並びに死体取扱いに関する指導及び教養の事務を処理する。	警部
機動鑑識隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、機動鑑識隊の事務を総括処理する。	警部
上席保健師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、保健管理に関する専門的職務を総括処理する。	一般職員（医療職（3）に限る。）
上席専門研究員	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、1以上の係の事務の調査、研究を担当し、処理する。	一般職員（研究職に限る。）
交通事故分析官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、交通事故の分析及び事故統計に関する事務を処理する。	警部又は一般職員
被害者連絡調整官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、交通事故等の被害者支援に関する事務を処理する。	警部
被害者連絡調整官補佐	上司の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務について被害者連絡調整官を補佐する。	警部又は警部補
交通事故鑑識官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、交通事故事件捜査における鑑識活動及び実況見分の事務を処理する。	警部又は警部補
運転免許センター所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、運転免許センターの事務を処理する。	警部又は一般職員
副主幹	上司の命を受け、課の特定事項について調査、企画、立案し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
統括班長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督（同一班内の警部補に対する身上監督は除く。）し、班の事務を統括処理する。	警部補
小隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督（同一隊内の警部補に対する身上監督は除く。）し、隊の事務を処理する。	警部補
係長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、係の事務を処理する。	警部補又は一般職員
班長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、班の事務を処理する。	警部補又は一般職員
主査	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、相当の知識又は経験を必要とする特定の事務を処理する。	一般職員

主査保健師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、保健管理に関する専門的職務を処理する。	一般職員（医療職(3)に限る。）
通信副指令官	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、通信指令課の事務を処理する。	警部補
機動鑑識隊副隊長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、機動鑑識隊の事務を処理する。	警部補
主査専門研究員	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、係の事務の調査、研究を担当し、処理する。	一般職員（研究職に限る。）
主任主事 主任技師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	一般職員
主任、主事、技師、少年補導職員、航空隊整備士	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	巡査部長又は一般職員
保健師	上司の命を受け、保健管理に関する専門的職務を処理する。	一般職員（医療職(3)に限る。）
専門研究員	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、高度の調査、研究業務に従事する。	一般職員（研究職に限る。）
係、主事、技師、少年補導職員、航空隊整備士	上司の命を受け、担当事務を処理する。	巡査又は一般職員
研究員	上司の命を受け、調査、研究業務に従事する。	一般職員（研究職に限る。）
部付、課付、隊付	上司の命を受け、部又は課等の特定の事務を処理する。	

別表第2（第6条関係）

学校の職制

職	職務	階級（身分）
調査官等	第4条に定める職務	警視又は一般職員
副校長	校長を補佐し、上司の命を受け、学生の教育訓練に従事し、部下職員を指揮監督し、校長に事故あるときは、その職務を代理する。	警視又は一般職員
主幹	上司の命を受け、学校の重要事項について調査、企画及び立案に参画し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
校長補佐	校長を補佐し、上司の命を受け、教官を指揮監督し、学生の教育訓練に従事する。	警部又は一般職員
事務長	校長を補佐し、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、校務を処理する。	一般職員

副主幹	上司の命を受け、学校の特定事項について調査、企画及び立案し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
教官	上司の命を受け、学生の教育訓練に従事する。	警部補又は一般職員
係長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、係の事務を処理する。	警部補又は一般職員
主査	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、相当の知識又は経験を必要とする特定の事務を処理する。	一般職員
主任主事 主任技師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	一般職員
主任、主事、技師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	巡查部長又は一般職員
助教、主事、技師	上司の命を受け、教官の職務を助ける。	巡查部長又は一般職員
係、主事、技師	上司の命を受け、担当事務を処理する。	巡查又は一般職員
学校付	上司の命を受け、学校の特定の事務を処理する。	

別表第3（第7条関係）

署の職制

職	職務	階級（身分）
次長	署長を補佐し、署長の命を受け、所属の職員を指揮監督する。	警視又は警部
地域官	署長を補佐し、署長の命を受け、地域警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。	警視
刑事官	署長を補佐し、署長の命を受け、刑事警察等に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。	警視
交通官	署長を補佐し、署長の命を受け、交通警察等に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。	警視
幹部交番所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、幹部交番の事務を処理する。	警部以上の警察官
主幹	上司の命を受け、署の重要事項について調査、企画及び立案に参画し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
課長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、課の所掌事務を処理する。	警部、警部補又は一般職員

副主幹	上司の命を受け、署の特定事項について調査、企画及び立案し、部下職員を指揮監督する。	一般職員
課長代理	課長を補佐し、上司の命を受け、部下職員を指揮監督（同一課又は係内の警部補又は同相当職の一般職員に対する身上監督は除く。）し、課又は係の事務を処理する。	警部補
統括責任者	上司の命を受け、部下職員を指揮監督（同一統合運用区内の警部補に対する身上監督は除く。）し、統合運用区の事務を統括処理する。	警部補
所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、交番、駐在所又は警備派出所の事務を処理する。	警部補
幹部交番副所長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、幹部交番の事務を処理する。	警部又は警部補
係長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、係の事務を処理する。	警部補又は一般職員
班長	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、班の事務を処理する。	警部又は警部補
船長	上司の命を受け、警備船の航行及び管理業務に従事し、航海士を指揮監督する。	一般職員
機関長	上司の命を受け、警備船の機関業務に従事し、機関士を指揮監督する。	一般職員
主査	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、相当の知識又は経験を必要とする特定の事務を処理する。	一般職員
主任主事 主任技師	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	一般職員
主任、主事、技師、交通巡視員、少年補導職員、航海士、機関士	上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担当事務を処理する。	巡査部長又は一般職員
係、主事、技師、交通巡視員、少年補導職員、航海士、機関士	上司の命を受け、担当事務を処理する。	巡査又は一般職員
署付、所付	上司の命を受け、署又は所の特定の事務を処理する。	

別表第4（第8条関係）

所属の必要に応じて置く職

職	職務
---	----

車庫長	上司の命を受け、自動車の運転業務に従事し、主任運転技士及び運転技士を指揮監督する。
主任運転技士	上司の命を受け、自動車の運転業務に従事し、運転技士を指揮監督する。
運転技士	上司の命を受け、自動車の運転業務に従事する。
主任自動車整備士	上司の命を受け、自動車の整備業務に従事し、自動車整備士を指揮監督する。
自動車整備士	上司の命を受け、自動車の整備業務に従事する。
主任ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラー業務に従事し、ボイラー技士を指揮監督する。
ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラー業務に従事する。
電話交換長	上司の命を受け、電話交換業務に従事し、主任電話交換手及び電話交換手を指揮監督する。
主任電話交換手	上司の命を受け、電話交換業務に従事し、電話交換手を指揮監督する。
電話交換手	上司の命を受け、電話交換業務に従事する。
業務補助員	上司の命を受け、警察事務の補助的業務に従事する。
主任用務員	上司の命を受け、雑務に従事し、用務員を指揮監督する。
用務員	上司の命を受け、雑務に従事する。
主任技能員	上司の命を受け、他に定めた職以外の技能的業務に従事し、技能員を指揮監督する。
技能員	上司の命を受け、他に定めた職以外の技能的業務に従事する。
主任調理員	上司の命を受け、調理業務に従事し、調理員を指揮監督する。
調理員	上司の命を受け、調理業務に従事する。

別表第5（第10条関係）

課等の内部組織

部	課等	調査官等	次長等	課長補佐・同相当職	係、隊及び班
警務部	総務課	公安委員会補佐室長 取調べ監督業務推進室長	次長		秘書係
				総務企画	総務企画係
				公安委員会	公安委員会係
				取調べ監督業務推進	取調べ監督業務推進係
	警務課	警務調査官 人事調査官 企画室長	次長	庶務	庶務係、電話交換係
				人事第一	人事係
				人事第二	
				企画第一	企画第一係、国際協力係
		企画第二	企画第二係		

		給与調査官		給与	給与係
				装備	装備係、整備係
				留置管理	留置管理係
	人財育成課		次長	企画指導	企画指導係
				術科指導	術科指導係
	県民課	広報官	次長	警察安全相談	警察安全相談係
		被害者支援室長		情報公開	情報公開係、文書係
		音楽隊長		広報	広報係
		警察安全相談室長		被害者支援	被害者支援係
					音楽隊係
	会計課	会計調査官 施設調査官 災害復興推進室長	次長	調度	調度係
				予算	予算係
				出納	出納第一係、出納第二係
				施設企画第一	施設企画第一係
				施設企画第二	施設企画第二係
				管財	管財係
				営繕・設備	営繕・設備係
				災害復興推進	災害復興推進係
				指導監査第一	指導監査第一係
				指導監査第二	指導監査第二係
	厚生課	厚生調査官 共済調査官	次長		共済係
					出納係
				福利厚生	健康管理係、福利厚生係、生活相談係
	監察課	訟務調査官	次長	訟務	訟務・表彰係
				表彰	
				監察第一	監察係
				監察第二	
	情報管理課	情報管理調査官	次長	電算企画	電算企画係
				I T 推進	I T 推進係
				電算開発・捜査支援	電算開発・捜査支援係
				照会センター所長	照会センター係
生活	生活安全企画課	生活安全調査官	次長	庶務	庶務係
				被害者支援	被害者支援係

安全部	特殊詐欺対策室長 人身安全対策室長		生活安全企画	生活安全企画係	
			犯罪抑止対策	犯罪抑止対策係	
			特殊詐欺対策	特殊詐欺対策係	
			人身安全対策第一	人身安全対策第一係	
			人身安全対策第二	人身安全対策第二係	
			子ども・女性安全対策	子ども・女性安全対策係	
	地域課	地域実務指導室長 地域調査官 鉄道警察隊長 警察航空隊長	次長	庶務	庶務係
				地域企画	地域企画係
				地域実務指導	地域実務指導係
				自動車警ら隊長	自動車警ら隊
					管理係、警ら第一班、警ら第二班、警ら第三班、警ら第四班、警ら第五班、警ら第六班
					航空管理係、航空係、整備係
	通信指令課		次長	庶務	庶務係
				企画・管理	企画・管理係
				通信指令官（指令第一）	指令第一係
				通信指令官（指令第二）	指令第二係
				通信指令官（指令第三）	指令第三係
	少年課	少年事件指導官	次長		庶務係
				少年企画	少年企画係
				少年事件	少年事件係
				少年サポートセンター所長	少年サポートセンター係
				県南少年サポートセンター所長	県南少年サポートセンター係
	生活環境課	生活環境調査官	次長		庶務係
				生活経済	生活経済係
生活安全特捜隊長				生活経済特捜第一係、生活経済特捜第二係、環境特捜係、風俗特捜係	
営業				営業係	
危険物				危険物係	

	サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ対策官	次長		庶務係
				サイバーセキュリティ対策	サイバーセキュリティ対策係
				サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策係
				サイバー犯罪特捜	サイバー犯罪特捜係
刑事部	刑事企画課	刑事指導官 捜査支援室長 取調べ指導官 通信傍受指導官	次長	庶務	庶務係
				被害者支援	被害者支援係
				企画・捜査支援	企画係、手配・共助・捜査支援・手口係
				指導	指導係
				司法制度改革・公判対応	司法制度改革・公判対応係
	捜査第一課	検視官室長 性犯罪捜査指導官 広域捜査官	次長		庶務係
				強行犯・性犯罪捜査指導	強行犯第一係、強行犯第二係、性犯罪捜査指導係
				特殊犯	特殊犯第一係、特殊犯第二係
				強行・特殊犯特捜	強行・特殊犯特捜係
				盗犯・盗犯特捜	盗犯係、盗犯特捜係
				検視官（検視第一）	検視係
				検視官（検視第二）	
				検視官（検視第三）	
	検視官（検視第四）				
	捜査第二課	知能犯捜査指導官	次長		庶務係
				知能犯	知能犯係、選挙係
広域知能犯				広域知能犯係	
告訴専門官兼財務特捜				告訴係、財務特捜係	
知能犯特捜				知能犯特捜係	
組織犯罪対策課	組織犯罪対策指導官	次長		庶務係	
			組織犯罪対策第一	組織犯罪対策第一係	

		意見聴取官		組織犯罪対策第二	組織犯罪対策第二係	
		国際犯罪捜査情報官		指導	指導係	
		保護対策官		組織犯罪特捜第一	組織犯罪特捜第一係	
				組織犯罪特捜第二	組織犯罪特捜第二係	
				国際犯罪対策	国際犯罪対策係	
	鑑識課		次長	庶務	庶務係	
				企画指導	企画指導係、写真係	
				足痕跡	足痕跡係	
				指紋	指紋係	
				機動鑑識隊長	機動鑑識隊第一班、機動鑑識隊第二班、機動鑑識隊第三班	
	科学捜査研究所	科学捜査研究官	副所長	庶務	庶務係	
					管理係	
				上席専門研究員	法医係、心理係、文書係、物理係、化学係	
	機動捜査隊		副隊長		庶務係	
					管理係	
					すり犯係	
					直轄第一班、直轄第二班、直轄第三班	
					県南分駐隊第一班、県南分駐隊第二班、県南分駐隊第三班	
	交通部	交通企画課	交通調査官	次長	庶務	
					被害者支援	被害者支援係
企画					企画係	
高齢者安全対策					高齢者安全対策係	
安全					安全係	
交通事故分析					交通事故分析係	
交通規制課		交通管制官	次長		庶務係	
				規制	規制第一係、規制第二係、規制第三係	
				安全施設	安全施設第一係、安全施設第二係、安全施設第三係	
					管制係	
交通指導課			次長		庶務係	

	交通事故事件捜査統括官		指導取締	指導管理係、放置駐車係、指導取締係	
			反則通告センター	反則通告センター係	
			交通事件第一	事件指導係	
			交通事件第二	事件捜査係、交通鑑識係	
	運転免許課	交通聴聞官 自動車運転免許試験場長	次長	庶務	庶務係
				企画	企画係
				行政処分・登録審査	行政処分係、登録審査係
				適性検査	適性検査係
				教習所	教習所係
				講習	講習係
				免許・試験	免許・試験係
				盛岡運転免許センター所長	免許・試験係、運転適性相談係
				県南運転免許センター所長	免許・試験係、運転適性相談係
沿岸運転免許センター所長				免許・試験係、運転適性相談係	
県北運転免許センター所長	免許・試験係、運転適性相談係				
交通機動隊		副隊長		庶務係	
				企画指導係	
				直轄隊	
				県南分駐隊	
				沿岸分駐隊	
				県北分駐隊	
高速道路交通警察隊	高速道路交通調査官	副隊長	庶務	庶務係	
			管理	管理第一係、管理第二係、被害者支援係	
			直轄隊長	直轄隊第一班、直轄隊第二班、直轄隊第三班、釜石道対策班	
			西根分駐隊長	西根分駐隊第一班、西根分駐隊第二班、西根分駐隊第三班、安代分遣班	
			北上分駐隊長	北上分駐隊第一班、北上分駐隊第二班、北上分駐隊第三班、一関分遣班	
			一戸分駐隊長	一戸分駐隊第一班、一戸分駐隊第二班、一戸分駐隊第三班	

警備部	公安課	警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長	次長	庶務	庶務係
				被害者支援	被害者支援係
					企画総務係
				企画第一	企画第一係
				企画第二	企画第二係、資料係
				情報第一	情報第一係
				情報第二	情報第二係
				事件	事件係
				外事	外事係
				国際テロ対策・サイバー攻撃対策	国際テロ対策・サイバー攻撃対策係
	警備課	警備管理官 災害対策室長 ラグビーワールドカップ警備対策室長	次長		庶務係
				警衛・警護	警衛・警護係
				国民保護計画	国民保護計画係
				警備実施	警備実施係
				災害対策・危機管理	災害対策係、危機管理係
				警備対策	警備対策係
	機動隊		副隊長		庶務係
					管理係
					第一小隊
					第二小隊
				第三小隊	

別表第6（第11条関係）

学校の内部組織

所属	副校長	校長補佐・同相当職	係
学校	副校長（総務）	事務長	庶務係
	副校長（教務）	校長補佐	教務第一係、教務第二係、指導係、術科第一係、術科第二係、術科第三係

別表第7（第12条関係）

署の内部組織及び分掌事務

署名	課	係	分掌事務
盛岡東	警務課	警務第一係	
		警務第二係	

		警察安全相談係	警務部（盛岡東警察署留置管理課及び会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は被害者支援係の所掌に属しないこと。
		被害者支援係	
	留置管理課	留置管理係	警務部警務課の所掌に属するもののうち、留置施設及び被留置者に関する事その他警務部の所掌に属することのうち特に命ぜられたこと。
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関する事及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
		少年係	
		生活環境係	
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（盛岡東警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画並びに集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集会等」という。）に関することを除く。）の所掌に属すること。
		通信指令係	生活安全部通信指令課の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関する事。
		直轄警ら隊	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、警らに関する事（盛岡東警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）。
		地域安全推進班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、地域安全活動に関する事。
	刑事第一課	企画指導係	刑事部刑事企画課（盛岡東警察署刑事第二課の所掌に属することを除く。）及び捜査第一課の所掌に属すること。
		強行犯係	
		盗犯係	
		鑑識係	刑事部鑑識課の所掌に属すること。
	刑事第二課	知能犯係	刑事部刑事企画課（盛岡東警察署刑事第一課の所掌に属することを除く。）、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属すること。
		組織犯罪対策係	
		告訴係	
	交通第一課	交通企画・規制係	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属すること。
	交通第二課	事件捜査係	交通部交通指導課の所掌に属すること。
		指導取締係	
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関する事。
盛岡西	警務課	警務係	

	警察安全相談係	警務部（盛岡西警察署留置管理課及び会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
	被害者支援係	
留置管理課	留置管理係	警務部警務課の所掌に属するもののうち、留置施設及び被留置者に関する事その他警務部の所掌に属することのうち特に命ぜられたこと。
会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関する事及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	少年係	
	生活環境係	
地域課	企画指導係	生活安全部地域課（盛岡西警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
	通信指令係	生活安全部通信指令課の所掌に属すること。
	自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関する事。
	直轄警ら隊	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、警らに関する事（盛岡西警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）。
	地域安全推進班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、地域安全活動に関する事。
刑事第一課	企画指導係	刑事部刑事企画課（盛岡西警察署刑事第二課の所掌に属することを除く。）及び捜査第一課の所掌に属すること。
	強行犯係	
	盗犯係	
	鑑識係	刑事部鑑識課の所掌に属すること。
刑事第二課	知能犯係	刑事部刑事企画課（盛岡西警察署刑事第一課の所掌に属することを除く。）、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属すること。
	組織犯罪対策係	
交通課	交通企画・規制係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
	事件捜査係	
	指導取締係	
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関する事。
岩手	警務係	警務部（岩手警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
	警察安全相談係	

		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（岩手警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
		（鑑識係）	
	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
交通事故事件係			
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
紫波	警務課	警務係	警務部（紫波警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（紫波警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
（鑑識係）			
交通課	交通企画係		

		交通事故事件係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。
花巻	警務課	警務係	警務部（花巻警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（花巻警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
鑑識係			
交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
	交通事故事件係		
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
北上	警務課	警務係	警務部（北上警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。	
地域課	企画指導係	生活安全部地域課（北上警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警	

			備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。)の所掌に属すること。	
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。	
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。	
		刑事第二係		
		鑑識係		
	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
		交通事故事件係		
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
奥州	警務課	警務係	警務部（奥州警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。	
		警察安全相談係		
		被害者支援係		
		留置管理係		
		会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
		生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
		地域課	企画指導係	生活安全部地域課（奥州警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
			自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
		刑事課	企画指導係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
			刑事第一係	
			刑事第二係	
			鑑識係	
		交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
	交通事故事件係			
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
一関	警務課	警務係		

		警察安全相談係	警務部（一関警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（一関警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。	
	刑事第二係		
	鑑識係		
交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
	交通事故事件係		
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
千厩	警務課	警務係	警務部の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
		会計係	
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（千厩警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
刑事第二係			
(鑑識係)			

	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
		交通事故事件係	
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。
大船渡	警務課	警務係	警務部（大船渡警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（大船渡警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
		被災地支援隊 地域安全班	仮設住宅を中心とした地域安全活動、機動警ら、交通安全活動等に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係 (鑑識係)	
	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
		交通規制係	
交通事故事件係			
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
遠野	警務課	警務係	警務部の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
		会計係	

	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（遠野警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		（鑑識係）	
	交通課	交通係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
釜石	警務課	警務係	警務部（釜石警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（釜石警察署自動車警ら班及び警備船係の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
		警備船係	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、警備船に関すること。
		被災地支援隊地域安全班	仮設住宅を中心とした地域安全活動、機動警ら、交通安全活動等に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
		（鑑識係）	
	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
交通規制係			

		交通事故事件係	
		免許・試験係	
	警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。
宮古	警務課	警務係	警務部（宮古警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（宮古警察署自動車警ら班及び警備船係の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
		警備船係	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、警備船に関すること。
		被災地支援隊地域安全班	仮設住宅を中心とした地域安全活動、機動警ら、交通安全活動等に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
		（鑑識係）	
	交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。
交通規制係			
交通事故事件係			
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	
岩泉	警務課	警務係	警務部の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	

		会計係		
刑事・生活安全課	生活安全係		生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。	
	刑事係 (鑑識係)		刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。	
地域課	企画指導係		生活安全部地域課（岩泉警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。	
	自動車警ら班		生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関する事。	
交通課	交通係		交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
警備課	警備係		警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関する事。	
久慈	警務課	警務係	警務部（久慈警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。	
		警察安全相談係		
		被害者支援係		
		留置管理係		
	会計課	会計係		警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関する事及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係		生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係		生活安全部地域課（久慈警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班		生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関する事。
	刑事課	刑事第一係		刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係		
(鑑識係)				
交通課	交通企画係		交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
	交通事故事件係			
	免許・試験係			
警備課	警備係		警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関する事。	

二戸	警務課	警務係	警務部（二戸警察署会計課の所掌に属することを除く。）の所掌に属すること及び他の課又は係の所掌に属しないこと。
		警察安全相談係	
		被害者支援係	
		留置管理係	
	会計課	会計係	警務部会計課、警務課の所掌に属するもののうち給与に関すること及び厚生課（健康管理に関することを除く。）の所掌に属すること。
	生活安全課	生活安全係	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属すること。
	地域課	企画指導係	生活安全部地域課（二戸警察署自動車警ら班の所掌に属することを除く。）、通信指令課及び警備部警備課（警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関することを除く。）の所掌に属すること。
		自動車警ら班	生活安全部地域課の所掌に属するもののうち、自動車警ら班に関すること。
	刑事課	刑事第一係	刑事部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び鑑識課の所掌に属すること。
		刑事第二係	
（鑑識係）			
交通課	交通企画係	交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に属すること。	
	交通事故事件係		
警備課	警備係	警備部公安課の所掌に属すること及び警備課の所掌に属するもののうち、警備犯罪の捜査、警衛、警護、国民保護計画及び集会等に関すること。	

別表第8（第13条関係）

1 署所在地の所管区域

警察署	所管区域
盛岡西警察署	盛岡市のうち青山一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、西青山一丁目、二丁目及び三丁目、南青山町、大新町、中堤町並びに月が丘一丁目、二丁目及び三丁目
岩手警察署	岩手郡岩手町のうち大字沼宮内、大字御堂、大字五日市、大字江刈内、大字久保の一部、大字子抱の一部及び大坊
紫波警察署	紫波郡紫波町のうち日詰、日詰西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、紫波中央駅前一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、二日町の一部及び桜町の一部
千厩警察署	一関市千厩町のうち千厩の一部及び磐清水
大船渡警察署	大船渡市のうち盛町

岩泉警察署	下閉伊郡岩泉町のうち西構、垂柳、小林、新町、大北川、外川目、指畑、鼠入川、西野、橋場、坂本、白土、穴の澤、月出、山屋、大平、乙茂、猿沢、上有芸、下有芸、鼠入、中野、向町、川崎、上川崎、惣畑、合の山、三本松、松橋、中家、森の越、府金、志田、一ツ石、沢廻り、沢中、小屋敷、神成、根玉、種子口、本田、舘市、新田、室場、横道、惣畑向、夏節、田屋峠、後山、堤ヶ沢、土橋、天間、和川原、大舘、村木、太田、下宿、片畑、二升石及び尼額
-------	---

2 交番の所管区域

警察署名	名称	所管区域
盛岡東警察署	中ノ橋交番	盛岡市のうち志家町、神明町、中ノ橋通一丁目及び二丁目、肴町、下ノ橋町、馬場町、清水町、南大通一丁目、二丁目及び三丁目、八幡町、松尾町、大慈寺町、鉦屋町、神子田町並びに山王町
	菜園交番	盛岡市のうち内丸、大通一丁目、二丁目及び三丁目、菜園一丁目及び二丁目、開運橋通、大沢川原一丁目、二丁目及び三丁目並びに中央通一丁目
	本町交番	盛岡市のうち本町通一丁目、二丁目及び三丁目、中央通二丁目及び三丁目、長田町、材木町並びに梨木町
	仙北町交番	盛岡市のうち仙北一丁目、二丁目及び三丁目、東仙北一丁目及び二丁目、南仙北一丁目、二丁目及び三丁目、西仙北一丁目及び二丁目並びに向中野の一部
	加賀野交番	盛岡市のうち紺屋町、若園町、住吉町、上ノ橋町、天神町、加賀野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、新庄町、山岸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、東新庄一丁目及び二丁目、新庄の一部、紅葉が丘並びに山岸の一部
	上田交番	盛岡市のうち上田一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、高松一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、緑が丘一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、黒石野一丁目、二丁目及び三丁目、箱清水一丁目及び二丁目、舘向町、西下台町並びに上田の一部
	北山交番	盛岡市のうち愛宕町、名須川町、北山一丁目及び二丁目、愛宕下、三ツ割、上田堤一丁目及び二丁目、東緑が丘、三ツ割一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、岩清水並びに上田の一部
	おおみや交番	盛岡市のうち仙北町、本宮一丁目、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、向中野一丁目、向中野二丁目、本宮五丁目、本宮六丁目、本宮七丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目、向中野六丁目、向中野七丁目、本宮、向中野の一部、下鹿妻、上太田、中太田、下太田、猪去及び上鹿妻
	松園交番	盛岡市のうち松園一丁目、二丁目及び三丁目、東松園一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、西松園一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、東黒石野一丁目、二丁目及び三丁目、岩脇町、北松園一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、小鳥沢一丁目及び二丁目並びに上田の一部
	見前幹部交番	盛岡市のうち津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、東見前、西見前、三本柳、津志田及び永井

	飯岡交番	盛岡市のうち湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目、北飯岡四丁目、下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場及び湯沢
盛岡西警察署	前九年交番	盛岡市のうち北夕顔瀬町、前九年一丁目、二丁目及び三丁目、安倍館町並びに上堂一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目
	盛岡駅前交番	盛岡市のうち盛岡駅前通、盛岡駅前北通、盛岡駅西通一丁目及び二丁目、新田町、城西町並びに夕顔瀬町
	滝沢中央交番	滝沢市のうち上鶉飼、鶉飼清水沢、鶉飼外久保、鶉飼上前田、鶉飼高坊、鶉飼上山、鶉飼御庭田、鶉飼稲荷、鶉飼鳥谷平、鶉飼家近森、鶉飼鯉森、中鶉飼、鶉飼迫、鶉飼洞畑、鶉飼狐洞、鶉飼向新田、鶉飼先古川、下鶉飼、鶉飼八人打、鶉飼滝向、鶉飼下前田、鶉飼樋の口、鶉飼年毛、鶉飼上高柳、鶉飼笹森、鶉飼下高柳、鶉飼高柳、鶉飼石留、鶉飼諸葛川、鶉飼大緩、鶉飼白石、鶉飼細谷地、鶉飼栃平、鶉飼田端、鶉飼姥屋敷、鶉飼安達、鶉飼鬼越、鶉飼花平、鶉飼沼森、鶉飼臨安、黒沢、平蔵沢、高屋敷、高屋敷平、大久保、耳取山、室小路、土沢、中村、外山、祢宜屋敷、湯舟沢、木賊川、牧野林、根堀坂及び穴口
	滝沢交番	滝沢市のうち巢子の一部、狼久保、明神平、葉の木沢山、蓬立、妻の神、新田、末代窪、松屋敷、檜の木、檜の木沢、野沢、大崎、築平、砂込の一部及び妻の神山
	雫石交番	岩手郡雫石町のうち高前田、小日谷地、八卦、上町西、林、川原、拂川、根堀、麻見田、源大堂、上町南、中町、下町西、下町、寺の下、亀津田、下久保、明神、下長根、下町東、黒沢川、上兎野、野中、下兎野、塩ヶ森、長畑、七ツ森、板橋、仁佐瀬、沼返、丸谷地、中黒沢川、上笹森、下笹森、上平、笹森、下平、下曾根田、町裏、万田渡、上町東、柿木、上町北、谷地、稲荷下、晴山、千刈田、上曾根田、名子、中沼、繫、長山の一部、上野、御明神及び橋場
岩手警察署	八幡平幹部交番	八幡平市のうち大更、田頭、平笠、平館、堀切、西根寺田、帷子、荒木田及び上関
紫波警察署	矢巾交番	紫波郡矢巾町
花巻警察署	花巻駅前交番	花巻市のうち愛宕町、愛宕沢、坂本町、大通り一丁目、大通り二丁目、末広町、吹張町、花城町、城内、仲町、御田屋町、里川口町、東町、高田、上町、豊沢町、双葉町、鍛冶町、南川原町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、桜木町三丁目、藤沢町、石神町、南万丁目、上北万丁目、中北万丁目、下北万丁目、西大通り一丁目、西大通り二丁目、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目、材木町及び中根子の一部
	桜台交番	花巻市のうち松園町、松園町一丁目、天下田、四日町一丁目、四日町二丁目、四日町三丁目、浅沢、下幅、一日市、上小舟渡、下小舟渡、一本杉、野田、新田、南新田、桜台一丁目、桜台二丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目及び西宮野目の一部
	石鳥谷交番	花巻市石鳥谷町

北上警察署	北上駅前交番	北上市のうち九年橋一丁目、二丁目及び三丁目、若宮町一丁目及び二丁目、大通り一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、青柳町一丁目及び二丁目、諏訪町一丁目及び二丁目、本通り一丁目、二丁目及び三丁目、川岸一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、鍛冶町一丁目、二丁目及び三丁目、本石町一丁目及び二丁目、新穀町一丁目及び二丁目、花園町一丁目、二丁目及び三丁目、幸町、大曲町、芳町、中野町一丁目、柳原町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、有田町、町分の一部並びに北鬼柳の一部
	常盤台交番	北上市のうち本通り四丁目、中野町二丁目及び三丁目、常盤台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、堤ヶ丘一丁目及び二丁目、藤沢の一部、上野町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、黒沢尻一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、里分、さくら通り一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、町分の一部、孫屋敷、小鳥崎、流通センター並びに村崎野の一部
奥州警察署	水沢駅前交番	奥州市水沢のうち字川原小路、字搦手丁、字上町、字土器田、字虚空蔵小路、字日高西、字久田、字堀ノ内、字吉小路、字新小路、字日高小路、字田小路、字芥の神、字谷地明円、字大畑小路、字高屋敷の一部、袋町、南町、字東町、字横町、字寺小路、字道合、字寺脇、字三本木、字柳町、字立町、字勝手町、字小石田、字北栗林、字川口町、字不断町、字多賀、字南丑沢、字赤土田、字北丑沢、字中城、字八反町、字五輪、字水神、字向田、字高谷宿、字北半郷、字櫛町、字谷地中、字大上、字水ノ口、字前郷、字名残、字極楽、字造道、字踊子、字平沢、字稲荷田、字小中、字五千刈、字地藏田、字渋田、字雀田、字桑畑、字東半郷、字一本柳、字高山、字長町、字高網、字築館、字里鎗、字齊勝田、字欠ノ下、字黒子、字幅下、字聖天、字水山、字樋渡、字二反田、字後田、字桜川、字西光田、字寺領、字大明神、字釜田、字足袋針、字内匠田、字前田袋、字蓬田、東大通り一丁目の一部、中町、秋葉町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目及び大手町五丁目
	常盤交番	奥州市水沢のうち花園町一丁目、花園町二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、東大通り一丁目の一部、太日通り一丁目、東大通り二丁目、太日通り二丁目、東大通り三丁目、太日通り三丁目、東中通り一丁目、東中通り二丁目、中田町、台町、泉町、朝日町、佐倉河の一部、真城の一部、姉体町、上姉体一丁目、上姉体二丁目、上姉体三丁目、上姉体四丁目、上姉体五丁目、上姉体六丁目、上姉体七丁目及び羽田町の一部
	金ヶ崎交番	胆沢郡金ヶ崎町のうち西根、三ヶ尻及び六原
	前沢交番	奥州市前沢のうち字安寺沢、字合ノ沢、字赤面、字粟ヶ島、字阿部館、字赤坂、字一ノ沢、字石田、字一本杉、字鶴ノ木、字鶴ノ木田、字漆野、字裏新田、字大袋、字大桜、字沖田、字小沢口、字川内、字河ノ畑、字株樹、字衣関、字狐堂、字久田、字狐石、字北久保、字源氏ヶ崎、字五十人町、字五合田、字小六、字駒水、字里、字清水、字新城、字白鳥館、字蛇ノ鼻、字下小路、字新町、字新町裏、字島、字下谷起、字宿、字外久保、字太郎ヶ沢、字大林寺下、字田中、字平小路、字平前、字高畑、字田島、字竹沢、字立石、字陣場、字堤田、字照井館、字徳沢、字塔ヶ崎、字泊ヶ崎、字鳥待小屋、字道場、字浪洗、字中島、字永沢、字長根、字七日町、字七日町裏、字中田、字長檀、字中村、字中久保、字中屋敷、字二ノ沢、

		字二十人町、字二十人町裏、字沼ノ沢、字沼尻、字樋渡、字日向、字福養、字古川、字干場、字前野、字箕輪、字南陣場、字南前沢、字三日町、字三日町浦、字三日町新裏、字簾森、字南中島、字南塔ケ崎、字向谷起、字向田、字両手沢、字本杉、字櫓前、字谷記、字谷記田、字谷起、字谷起田、字屋敷、字山下、字谷地、字八幡、字八幡前、字養ケ森、字四塚、字六本松、字日除松、駅東一丁目、駅東二丁目、駅東三丁目、駅東四丁目、向田一丁目、向田二丁目、駅東、あすか通一丁目、あすか通二丁目、あすか通三丁目、あすか通四丁目、古城及び白山
	江刺幹部交番	奥州市江刺のうち八日町一丁目、八日町二丁目、六日町、大通り、南大通り、西大通り、中町、川原町、栄町、南町、重染寺、前田町、銭町、館山、男石一丁目、男石二丁目、男石三丁目、本町、杉ノ町、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊田町三丁目及び岩谷堂
一関警察署	一関駅前交番	一関市のうち磐井町、桜木町、地主町、東地主町、下大槻街、大町、上大槻街、駅前、新大町、南新町、田村町、大手町、八幡町、城内、高崎町、宮坂町、字釣山、字新山、字広街、五十人町、字豊町、字鳴神、字樋渡、字散田、字沼田、字二本木、字宇南、字吸川街、字深町、字北霊露、字南霊露、字要害、字久保、字北十軒街、字南十軒街、反町、字柳町、東花王町、字桜街、字柄貝、字西沢、字相去、中里の一部及び三関の一部
	山目交番	一関市のうち新町、山目町一丁目、二丁目及び三丁目、蘭梅町、宮前町、宮下町、五代町、銅谷町、竹山町、中央町一丁目及び二丁目、青葉一丁目及び二丁目、幸町、未広一丁目及び二丁目、寿町、川辺、町浦、上坊、東五代、上日照、石畑、山目の一部並びに中里の一部
	花泉交番	一関市のうち花泉町
大船渡警察署	高田幹部交番	陸前高田市のうち高田町、竹駒町、米崎町及び横田町
	大船渡駅前交番	大船渡市のうち大船渡町
遠野警察署	遠野駅前交番	遠野市のうち遠野町、東館町、上組町、東上組町、下組町、穀町、新穀町、東穀町、鶯崎町、材木町、大工町、中央通り、新町、六日町、早瀬町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに松崎町
釜石警察署	釜石駅前交番	釜石市のうち鈴子町、大町一丁目、二丁目及び三丁目、大渡町一丁目、二丁目及び三丁目、松原町一丁目、二丁目及び三丁目、嬉石町一丁目、二丁目及び三丁目、駒木町、大平町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、只越町一丁目、二丁目及び三丁目、浜町一丁目、二丁目及び三丁目、東前町、天神町、魚河岸、新浜町一丁目及び二丁目、港町一丁目及び二丁目並びに大只越町一丁目及び二丁目
	小佐野交番	釜石市のうち上中島町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、新町、住吉町、源太沢町一丁目及び二丁目、千鳥町一丁目及び二丁目、中妻町一丁目、二丁目及び三丁目、八雲町、礼ケ口町、小佐野町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、桜木町一丁目及び二丁目、小川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、定内町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、野田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに甲子町の一部

	大槌交番	上閉伊郡大槌町のうち桜木町、栄町、上町、本町、大町、須賀町、末広町、新町、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、赤浜一丁目、赤浜二丁目、港町、新港町、赤浜三丁目、大ケロー丁目、大ケロ二丁目、小鎚、大槌の一部及び吉里々々の一部
宮古警察署	宮古駅前交番	宮古市のうち大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、大通四丁目、末広町、栄町、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、南町、長町一丁目、長町二丁目、館合町、鴨崎町、和見町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、泉町、田の神一丁目、田の神二丁目、黒森町、山口一丁目、山口二丁目、山口三丁目、山口四丁目、山口五丁目、宮園、保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢一丁目、小沢二丁目、横町、黒田町、新町、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原上町、小山田一丁目、小山田二丁目、小山田三丁目、小山田四丁目、近内一丁目、長根一丁目、長根二丁目、長根三丁目、長根四丁目、太田一丁目、太田二丁目、山口、小山田、近内、田代及び宮古
	山田交番	下閉伊郡山田町のうち境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、長崎一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、飯岡、山田、織笠、大沢、北浜町並びに豊間根の一部
久慈警察署	久慈駅前交番	久慈市のうち本町一丁目、二丁目及び三丁目、中央一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、中町一丁目及び二丁目、中町第1地割、八日町一丁目及び二丁目、八日町第4地割、十八日町一丁目及び二丁目、二十八日町一丁目及び二丁目、荒町一丁目及び二丁目、荒町第3地割及び第4地割、柏崎一丁目、柏崎第5地割、巽町一丁目及び二丁目、巽町第5地割、長内町第6地割から第12地割、田高一丁目、中の橋一丁目、川崎町、天神堂、寺里、畑田、門前、旭町、京の森、新井田、田屋町、新中の橋、栄町、川貫、大沢、西の沢及び沢里
	種市交番	九戸郡洋野町のうち種市第15地割から種市第74地割まで
二戸警察署	二戸駅前	二戸市のうち福岡、石切所、米沢、堀野、仁左平、白鳥、似鳥、安比、福田及び足沢
	一戸交番	二戸郡一戸町のうち一戸、高善寺、檜山、根反、鳥越、西法寺、女鹿、小友、中里、月館、出ル町及び岩館

備考 所管区域の欄中「一部」の区域は、所管警察署長が定める。

3 駐在所の所管区域

警察署名	名称	所管区域
盛岡東警察署	中野駐在所	盛岡市のうち茶畑一丁目及び二丁目、中野一丁目及び二丁目、東中野町、東山一丁目及び二丁目、小杉山、高崩、東安庭、門、東中野、東安庭一丁目、二丁目及び三丁目並びに門一丁目及び二丁目
	浅岸駐在所	盛岡市のうちつつじが丘、東桜山、加賀野の一部、新庄の一部、浅岸一丁目、二丁目及び三丁目、浅岸の一部並びに下米内一丁目及び二丁目
	上米内駐在所	盛岡市のうち浅岸の一部、新庄の一部、山岸の一部、下米内の一部、上米内の一部並びに桜台一丁目、二丁目及び三丁目
	築川駐在所	盛岡市のうち川目町、砂子沢、根田茂、築川及び川目

	好摩駐在所	盛岡市のうち松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀、玉山馬場及び玉山の一部
	玉山駐在所	盛岡市のうち玉山の一部、日戸、川又、上田及び蕨川
	洪民駐在所	盛岡市のうち芋田、洪民、門前寺、下田及び川崎
	乙部駐在所	盛岡市のうち乙部、大ケ生、黒川及び手代森
盛岡西警察署	繫駐在所	盛岡市のうち繫
	厨川駐在所	盛岡市のうち厨川一丁目、厨川二丁目、厨川三丁目、厨川四丁目、厨川五丁目及び下厨川の一部
	三ツ家駐在所	盛岡市のうち境田町、天昌寺町、中屋敷町、北天昌寺町、稲荷町、大館町、長橋町、前瀧一丁目、前瀧二丁目、前瀧三丁目、前瀧四丁目、下厨川の一部、上厨川、平賀新田及び土淵
	みたけ駐在所	盛岡市のうちみたけ一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目
	一本木駐在所	滝沢市のうち卯遠坂、巢子の一部、砂込の一部、加賀内、弥兵ヱ林、一本木、柳原、長太郎林、留が森、後、大森平、上岩手山、大石渡、柳沢、岩手山及び上中村
	大釜駐在所	滝沢市のうち大釜風林、大釜大清水、篠木外山、大釜鬼が滝、大釜仁沢瀬、大釜沼袋、大釜塩の森、大釜吉清水、大釜吉水、大釜中道、大釜高森、大釜大清水東、大釜千が窪、大釜釜口、大釜上釜、大釜白山、大釜細屋、大釜和田、大釜八幡前、大釜小屋敷、大釜上竹鼻、大釜中瀬、大釜竹鼻、大釜土井尻、大釜荒屋敷、大釜田の尻、大釜外館、大釜大畑、篠木長沢、篠木矢取森、篠木芋桶沢、篠木仁沢瀬、篠木上中村、篠木中将、篠木上篠木、篠木一つ森、篠木砥石沢、篠木水上沢、篠木鳥谷平、篠木館が沢、篠木中鼻、篠木大寺沢、篠木寺沢、篠木参郷の森、篠木堤、篠木荒屋、篠木中屋敷、篠木中村、篠木上綾織、篠木小谷地、篠木綾織、篠木明法、篠木参郷、篠木上黒畑、篠木黒畑、篠木樋の口、篠木待場、篠木宝竜平、篠木草井沢、篠木堤平、大沢外山野、大沢弥作畑、大沢早坂、大沢水穴沢、大沢箸木平、大沢館、大沢割田、大沢籠屋敷、大沢上鶴子、大沢谷地上、大沢鶴子、大沢長坪、大沢堰合、大沢二タ又、大沢新道、大沢舛村、大沢下屋敷、大沢米倉、大沢谷地中、大沢小谷地、大沢四つ家、大沢熊田、大沢鷺が沢、大沢若松、大沢熊が沢、大沢篠平、大沢高峯、大沢火石、大沢外木津沢、大沢内木津沢、大沢湯の沢、大沢小太郎山、大沢堀切、大沢ブナ平、大沢鳥谷平、大沢堤平、大沢野老平、大沢大久保、大沢鳥足形、大沢上下屋敷、大沢五郎沢、大沢神が窪及び大沢茶臼玉
	御所駐在所	岩手郡雫石町のうち鶯宿、南畑及び西安庭
西山駐在所	岩手郡雫石町のうち長山の一部及び西根	
岩手警察署	川口駐在所	岩手郡岩手町のうち大字川口、大字子抱の一部及び大字久保の一部
	一方井駐在所	岩手郡岩手町のうち大字一方井、大字葉木田、大字黒内、大字坊、大字土川及び大字黒石
	葛巻駐在所	岩手郡葛巻町

	松尾駐在所	八幡平市のうち松尾、野駄、松尾寄木の一部及び安比高原の一部
	柏台駐在所	八幡平市のうち松尾寄木の一部、緑が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに柏台一丁目、二丁目及び三丁目
	安代駐在所	八幡平市のうち安比高原の一部、細野、星沢、黒沢、赤坂田、安代寄木、扇畑、新田、松木田、保戸坂、小屋畑、高畑、寺志田、荒屋新町、清水、吠田、曲田、打田内、小柳田、上の山、五日市、白岩、下町、谷地田、目名市、田の沢、滝沢、戸沢、川原、赤子平、松原、日影、湯の沢、繫沢、安代寺田、晴山、岩屋、石神、山口、前田、古屋敷、上藤、久保田、関沢口、中佐井、中田、山岸、岩木向、下の田、上岩木、下岩木及び土沢
	田山駐在所	八幡平市のうち越戸、田沢、苗代沢、谷地中、大面平、姥子石、鶺谷地、丑山口、丑山、殿坂下、田中下夕、柿本、沖田表、矢神、亦戸川原、杉沢、大沢、石森、左妻、小峠、栗木田、平又、長者前、根石、不動川原、長志田、大沢田、小森、馬場下夕、花館、馬揚沢、地蔵田、田山、沢口、足深、家ノ裏、藍野々道ノ上、藍野々道ノ下、下モ川原、愛の山、欠田、石名坂下夕、石名坂、折壁、和屋敷道ノ上、和屋敷道ノ下、日泥道ノ上、日泥道ノ下、切通、下夕川原、勝善川原、雀長根、比路平、小原道ノ上、小原道ノ下、瀬ノ沢、大多利沢口、二夕子、蛇石、相沢、戸鎖、佐比内、長坂、白沢口、中ノ平、赤平、兄畑中川原、沖ノ平、大又沢口、小岩井、中島、館市、兄川、作平及び襷部
紫波警察署	古館駐在所	紫波郡紫波町のうち二日町の一部、高水寺、中島及び陣ヶ岡
	佐比内駐在所	紫波郡紫波町のうち佐比内、赤沢の一部、紫野、船久保、遠山、北田の一部及び山屋
	彦部駐在所	紫波郡紫波町のうち彦部、大巻、星山、赤沢の一部、犬吠森、北田の一部、江柄、北沢、栃内、東長岡、西長岡及び草刈
	日詰駅前駐在所	紫波郡紫波町のうち平沢、桜町の一部、北日詰、南日詰、犬渕、日詰駅前一丁目及び日詰駅前二丁目
	紫波西部駐在所	紫波郡紫波町のうち上平沢、稲藤、土館、片寄、上松本、升沢、宮手、下松本、吉水、小屋敷及び南伝法寺
花巻警察署	桜町駐在所	花巻市のうち不動、不動町一丁目及び二丁目、大谷地、諏訪、諏訪町一丁目及び二丁目、南諏訪町、山の神、南城、十二丁目、桜町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、下根子、中根子の一部、成田、上諏訪、実相寺並びに外台
	宮野目駐在所	花巻市のうち本館、本館一丁目、本館二丁目、本館三丁目、二枚橋の一部、二枚橋町、西宮野目の一部、東宮野目、葛、田力、上似内、下似内、空港南一丁目及び空港南二丁目
	矢沢駐在所	花巻市のうち矢沢、胡四王一丁目及び二丁目、幸田、高松、高木並びに東十二丁目
	笹間駐在所	花巻市のうち横志田、尻平川、栃内、北笹間、中笹間、南笹間、轟木及び太田の一部
	花巻温泉駐在所	花巻市のうち湯本、糠塚、北湯口、大畑、卸町、二枚橋の一部、台、金矢、狼沢、櫛ノ目及び小瀬川

	湯口駐在所	花巻市のうち湯口の一部、西晴山、上根子、円万寺、膝立、鍋倉及び太田の一部
	大沢駐在所	花巻市のうち豊沢、鉛、下シ沢及び湯口の一部
	大迫駐在所	花巻市のうち大迫町
	東和駐在所	花巻市東和町のうち土沢、安俵及び北成島
	小山田駐在所	花巻市東和町のうち百ノ沢、新地、北川目、南川目、前田、北前田、石鳩岡、外谷地及び北小山田
	中内駐在所	花巻市東和町のうち中内、南成島、小通、落合、毒沢、下浮田、上浮田、砂子、町井、小原、倉沢、駒籠、石持及び宮田
	谷内駐在所	花巻市東和町のうち東晴山、谷内、小友、館迫、鷹巣堂及び田瀬
北上警察署	立花駐在所	北上市のうち立花、黒岩、平沢、湯沢及び稲瀬町
	口内駐在所	北上市のうち口内町
	二子駐在所	北上市のうち二子町、更木、臥牛及び北工業団地の一部
	飯豊駐在所	北上市のうち飯豊、村崎野の一部、成田、藤沢の一部及び北工業団地の一部
	大堤駐在所	北上市のうち鬼柳町、相去町、上鬼柳、下鬼柳、大堤東一丁目、二丁目及び三丁目、大堤南一丁目、二丁目及び三丁目、大堤北一丁目及び二丁目並びに大堤西一丁目及び二丁目
	江釣子駐在所	北上市のうち上江釣子、下江釣子、北鬼柳の一部、鳩岡崎、滑田、新平及び町分の一部
	藤根駐在所	北上市和賀町のうち藤根の一部、長沼及び後藤
	横川目駐在所	北上市和賀町のうち横川目、竪川目、仙人、岩沢及び藤根の一部
	岩崎駐在所	北上市和賀町のうち山口、煤孫、岩崎及び岩崎新田
	湯田駐在所	和賀郡西和賀町のうち大沓 36 地割、川尻 37 地割、上野々 38 地割、上野々 39 地割、川尻 40 地割、川尻 41 地割、無地内 42 地割、大石 43 地割、杉名畑 44 地割、杉名畑 45 地割、本内 46 地割、草井沢 47 地割、本屋敷 48 地割、耳取 49 地割、鷺之巣 50 地割、甲子 51 地割、湯川 52 地割、湯川 53 地割、小繫沢 54 地割、小繫沢 55 地割、小繫沢 56 地割、大渡 57 地割、中村 58 地割、中村 59 地割、野々宿 60 地割、野々宿 61 地割、野々宿 62 地割、巢郷 63 地割、越中畑 64 地割、越中畑 65 地割、越中畑 66 地割、白木野 67 地割、細内 68 地割、細内 69 地割、柳沢 70 地割、柳沢 71 地割、芦ヶ沢 72 地割、沢中 73 地割、沢中 74 地割、桂子沢 75 地割及び桂子沢 76 地割
	湯本駐在所	和賀郡西和賀町のうち左草 1 地割から左草 6 地割まで、下前 7 地割から下前 14 地割まで、寅沢 15 地割、樺沢 16 地割、樺沢 17 地割、清水ヶ野 18 地割、湯田 19 地割から湯田 21 地割まで、穴明 22 地割、穴明 23 地割、間木野 24 地割、槻沢 25 地割から槻沢 28 地割まで、湯本 29 地割、湯本 30 地割、湯之沢 31 地割から湯之沢 35 地割まで及び下左草 77 地割から下左草 80 地割まで
	沢内駐在所	和賀郡西和賀町のうち沢内

奥州警察署	佐倉河駐在所	奥州市水沢のうち卸町、工業団地一丁目、工業団地二丁目、工業団地三丁目、工業団地四丁目、工業団地及び佐倉河の一部
	真城駐在所	奥州市水沢のうち真城が丘一丁目、真城が丘二丁目、真城が丘三丁目及び真城の一部
	羽田駐在所	奥州市水沢のうち羽田町の一部及び黒石町
	水沢南駐在所	奥州市水沢のうち西町、中上野町、東上野町、宮下町、福吉町、西上野町、天文台通り、星ガ丘町、字川端、字高屋敷の一部、山崎町、字八反田、字矢中、字前谷地、字福原、字桜屋敷、字桜屋敷西、字大橋、字西田、字北田、字森下、字袖谷地、字外谷地、字堰合、字笹森谷地、字南矢中、字見分森、字町裏、字濁川、字龍ヶ馬場、字南大鐘、字鶴淵、大鐘町一丁目、大鐘町二丁目、大鐘町三丁目及び南大鐘一丁目
	永岡駐在所	胆沢郡金ヶ崎町のうち永沢及び永栄
	生母駐在所	奥州市前沢のうち生母
	衣川駐在所	奥州市衣川
	小山駐在所	奥州市胆沢のうち小山
	南都田駐在所	奥州市胆沢のうち南都田
	若柳駐在所	奥州市胆沢のうち若柳
	愛宕駐在所	奥州市江刺のうち愛宕
	田原駐在所	奥州市江刺のうち田原
	伊手駐在所	奥州市江刺のうち伊手及び藤里
	米里駐在所	奥州市江刺のうち米里
	玉里駐在所	奥州市江刺のうち玉里
一関警察署	梁川駐在所	奥州市江刺のうち梁川及び広瀬
	稲瀬駐在所	奥州市江刺のうち稲瀬
	南駐在所	一関市のうち旭町、南町、千代田町、台町、機織山、沢の一部及び真柴の一部
	赤荻駐在所	一関市のうち山目の一部及び赤荻
	関が丘駐在所	一関市のうち関が丘、三関字小沢及び字沢の一部
	真滝駐在所	一関市のうち滝沢、真柴の一部、狐禅寺及び東台
	巖美駐在所	一関市のうち巖美町及び萩荘の一部
	萩荘駐在所	一関市のうち萩荘の一部
	舞川駐在所	一関市のうち舞川
	弥栄駐在所	一関市のうち弥栄
千厩警察署	平泉駐在所	西磐井郡平泉町のうち平泉
	長島駐在所	西磐井郡平泉町のうち長島
	奥玉駐在所	一関市千厩町のうち奥玉
	小梨駐在所	一関市千厩町のうち千厩の一部、小梨及び清田

	摺沢駐在所	一関市大東町のうち摺沢、洪民及び曾慶
	大原駐在所	一関市大東町のうち大原
	興田駐在所	一関市大東町のうち鳥海、沖田及び中川
	猿沢駐在所	一関市大東町のうち猿沢
	藤沢駐在所	一関市藤沢町のうち藤沢、砂子田、増沢及び新沼
	黄海駐在所	一関市藤沢町のうち黄海及び西口
	保呂羽駐在所	一関市藤沢町のうち保呂羽、大籠及び徳田
	東山駐在所	一関市東山町のうち長坂の一部
	田河津駐在所	一関市東山町のうち田河津及び長坂の一部
	松川駐在所	一関市東山町のうち松川
	室根駐在所	一関市室根町のうち折壁
	津谷川駐在所	一関市室根町のうち矢越及び津谷川
	川崎駐在所	一関市川崎町
大船渡警察署	末崎駐在所	大船渡市のうち末崎町
	赤崎駐在所	大船渡市のうち赤崎町
	日頃市駐在所	大船渡市のうち日頃市町
	立根駐在所	大船渡市のうち猪川町及び立根町
	綾里駐在所	大船渡市三陸町のうち綾里
	さんりく駐在所	大船渡市三陸町のうち越喜来及び吉浜
	世田米駐在所	気仙郡住田町のうち世田米及び下有住
	上有住駐在所	気仙郡住田町のうち上有住
	気仙駐在所	陸前高田市のうち気仙町
	広田駐在所	陸前高田市のうち広田町及び小友町
	矢作駐在所	陸前高田市のうち矢作町
遠野警察署	綾織駐在所	遠野市のうち綾織町
	土淵駐在所	遠野市のうち附馬牛町及び土淵町
	青笹駐在所	遠野市のうち青笹町
	上郷駐在所	遠野市のうち上郷町
	鱒沢駐在所	遠野市のうち小友町並びに宮守町上鱒沢及び同町下鱒沢
	宮守駐在所	遠野市宮守町のうち上宮守及び下宮守
	達曽部駐在所	遠野市宮守町のうち達曽部

釜石警察署	平田駐在所	釜石市のうち大字平田
	甲子駐在所	釜石市のうち甲子町の一部
	鵜住居駐在所	釜石市のうち両石町、鵜住居町、箱崎町及び片岸町
	橋野駐在所	釜石市のうち栗林町及び橋野町
	唐丹駐在所	釜石市のうち唐丹町
	吉里吉里駐在所	上閉伊郡大槌町のうち吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里吉里四丁目及び吉里々々の一部
	金沢駐在所	上閉伊郡大槌町のうち金沢及び大槌の一部
宮古警察署	日の出町駐在所	宮古市のうち新川町、向町、本町、沢田、築地一丁目、築地二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、光岸地、臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原一丁目、佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目、鍬ヶ崎、崎山及び崎鍬ヶ崎
	千徳駐在所	宮古市のうち西ヶ丘一丁目、西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘四丁目、千徳町、板屋一丁目、板屋二丁目、板屋三丁目、板屋四丁目、神田沢町、上鼻一丁目、上鼻二丁目、千徳、根市、花原市、花輪、田鎖、松山、老木及び長沢
	磯鶏駐在所	宮古市のうち磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村一丁目、上村二丁目、実田一丁目、実田二丁目、磯鶏一丁目、磯鶏二丁目、磯鶏三丁目、河南一丁目、神林、藤の川、八木沢一丁目、八木沢二丁目、八木沢三丁目、八木沢四丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、高浜三丁目、高浜四丁目、高浜、磯鶏、八木沢及び金浜
	津軽石駐在所	宮古市のうち白浜、津軽石、赤前、重茂及び音部
	田老駐在所	宮古市のうち田老、田老一丁目、田老二丁目、田老三丁目、田老四丁目、田老三王一丁目、田老三王二丁目及び田老三王三丁目
	船越駐在所	下閉伊郡山田町のうち船越
	豊間根駐在所	下閉伊郡山田町のうち豊間根の一部、荒川及び石峠
	新里駐在所	宮古市のうち茂市、腹帯、臺目、刈屋及び和井内
	川井駐在所	宮古市のうち古田、川井、片巢、箱石の一部、小国及び江繫
	川内駐在所	宮古市のうち鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界及び箱石の一部
	岩泉警察署	小川駐在所
小本駐在所		下閉伊郡岩泉町のうち小本、中島、中里及び褰野
大川駐在所		下閉伊郡岩泉町のうち大川、釜津田の一部及び浅内
安家駐在所		下閉伊郡岩泉町のうち安家
田野畑駐在所		下閉伊郡田野畑村

久慈警察署	久慈湊駐在所	久慈市のうち湊町、夏井町及び源道
	大川目駐在所	久慈市のうち大川目町の一部及び枝成沢
	小久慈駐在所	久慈市のうち大川目町の一部、山根町、長内町の一部及び小久慈町
	侍浜駐在所	久慈市のうち侍浜町
	長内駐在所	久慈市のうち長内町の一部
	宇部駐在所	久慈市のうち宇部町
	普代駐在所	下閉伊郡普代村
	宿戸駐在所	九戸郡洋野町のうち小子内及び種市第1地割から種市第14地割まで
	中野駐在所	九戸郡洋野町のうち中野及び有家
	野田駐在所	九戸郡野田村
	山形駐在所	久慈市のうち山形町
	大野駐在所	九戸郡洋野町のうち、上館、大野、阿子木、帯島及び水沢
二戸警察署	斗米駐在所	二戸市のうち下斗米、上斗米及び野々上
	浄法寺駐在所	二戸市のうち浄法寺町
	小鳥谷駐在所	二戸郡一戸町のうち小鳥谷、平糠、姉帯及び面岸
	中山駐在所	二戸郡一戸町のうち小繫、中山、宇別及び奥中山
	金田一駐在所	二戸市のうち金田一及び釜沢
	軽米駐在所	九戸郡軽米町のうち大字上館、大字軽米、大字高家及び大字長倉
	小軽米駐在所	九戸郡軽米町のうち大字小軽米、大字円子及び大字蛇口
	晴山駐在所	九戸郡軽米町のうち大字晴山、大字山内及び大字狄塚
	九戸駐在所	九戸郡九戸村

備考 所管区域の欄中「一部」の区域は、所管警察署長が定める。

4 警備派出所の警備区域

警察署名	名称	警備区域
花巻警察署	花巻空港警備派出所	花巻空港施設一円